

京都市告示第 214 号

道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 6 月 16 日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	聖護院経11号 線	左京区聖護院蓮華蔵町36番地地先 同町54番地の3地先		
2	山科勧修寺緯 30号線	山科区勧修寺北大日町11番地の1地先 同上		
3	山科北花山経 15号線	山科区北花山河原町31番地の1地先 同町29番地地先		
4	松尾嵐山緯3 の1号線	西京区嵐山中尾下町1番地の3地先 同町3番地の1地先		
5	横大路経4号 線	伏見区横大路下三栖山殿56番地の2地先 同町66番地地先		
6	横大路経33号 線	伏見区横大路下三栖山殿48番地地先 同町51番地地先		
7	横大路緯62号 線	伏見区横大路下三栖山殿38番地の1地先 同町46番地の3地先		

(建設局道路部道路明示課)